

懸賞論文(卒業論文)

「二〇一九年度 入選」

## 八世紀後半から九世紀後半を中心とする 新羅の漂流民と大宰府

原 大樹

### 目次

はじめに

第一章 東アジアの動向―半島情勢を中心に―

第一節 三国時代(七世紀半ばまで)

第二節 統一新羅①(七世紀半ば―八世紀半ばまで)

第三節 統一新羅②(九世紀後半)

第二章 漂流民の変遷(東アジアの動向を含めて)

第一節 天武・持統朝―帰化人―

第二節 奈良時代―漂流民―

第三節 平安初期―海賊―

第三章 大宰府の変遷(大宰府外交の成立と発展)

第一節 蕃客体制形成期

第二節 本国送還体制―宝亀五年の格を中心に―

第三節 海賊対応―承和九年の格を中心に―

第四章 東アジアにおける大宰府の外交上の特異性

第一節 漂流民

第二節 漂流民と朝廷

第三節 大宰府と朝廷

おわりに(今後の展望)

はじめに

これまでの大宰府に関する研究は朝廷側の視点から述べられたものが多く、大宰府側の視点に立った研究が少ない。そのため、大宰府は外国使節団の対応など朝廷の出先機関としての役割を論じられがちである。しかし、当時海外に関する情報は大宰府が持つており、九世紀以降はその役割が大きく拡大した。本稿では地域史や東アジア史を交えながら、その過程を論じることで、大宰府の役割を再検討していきたい。

本稿では大宰府と漂流民の関係をテーマに扱う。漂流民の対応は大宰府が担当していたからだ。大宰府は北海道の統治権及び軍事権、外交権を有していた。大宰府の外交的役割は蕃客、帰化、饗応の三つがあった。蕃客と饗応は外国使節団、帰化は漂流民に対して行われた。このように蕃客・饗応と帰化では性格が異なる。本稿では前者が朝廷に由来するもの、後者が大宰府に由来するものと考え、九世紀は国家間の交流から民間商人が台頭する過渡期である。遣唐使の廃止に伴って、大宰府において蕃客と饗応の機能は衰退した。しかし、対外関係に関して、漂流民の対応は継続した。漂流民の性格や、それに伴う受け入れ体制の変化を考察することで朝廷と大宰府の構図の変化を明らかにしていきたい。

本稿では四章に分けて論じていく。第一章では大まかな東アジア史の流れを概観する。第二章では漂流民の形態、第三章では漂流民が制度的にどのように捉えられていたのか、第四章では漂流民は大宰府や朝廷においてどのように捉えられるようになったのか、おわりにでは本研究を通じて、今後の展望について論じていきたい。

これまで漂流民を素材に対外交渉史について論じた研究はたくさんあったが、大宰府と直接結びつけたものはそれほど多くない。本稿では山内晋次氏、村上四郎氏、渡邊誠氏、森克己氏の先行研究をベースに、

大宰府関連の資料を活用しながら、大宰府の変容について、再検討していききたい。

山内晋次<sup>(三)</sup>氏は朝廷側の視点から漂流民の対応に関して論じた。そして、新羅人の漂流民の変化を三期に分類した。第一期は七世紀後半から七七四年までであり、日本に來日した使節団に付して送還する。第二期は七七四―八四二年までであり、「帰化」と「流来」の処置を明確化し、「流来」者の送還を義務化した。第三期は八四二年―十世紀前半までで、新羅人の日本への帰化が全面的に禁止されたことである。山内晋次氏は漂流民の初見を六七四年にみている。しかし、大宰府の例ではあるが、史料八の六〇九（推古天皇十七）年の条にも漂流民の記事が確認できる<sup>(四)</sup>。大宰府では早い段階から漂流民に対する受け入れ態勢が整っていたのである。このことについては第三章で改めて論じていきたい。

村上史郎氏<sup>(五)</sup>は藤原衛と海賊対策について論じている。九世紀後半以降、漂流民に対する認識において、朝廷と大宰府官人の間でズレが生じてきたと論じている。対外認識に差が生まれたのである。筆者は認識の差はあるものの、朝廷と大宰府が対立する構図ではなく、相互補完的なものとして考えていきたい。また、筆者は村上氏の述べる海賊は漂流民の延長線上にあるものとして考えていきたい。

渡邊誠氏<sup>(六)</sup>は貿易管理体制面に関して、大宰府が朝廷の命令に基づきながらも柔軟な対応をしていたことを論じている。大宰府が東アジア情勢について深く理解し、唐や新羅との交易ネットワークを対外交渉に巧みに組み込んでいたことを評価している。筆者はこれが漂流民との関わりあいの中で変化していったものであることを論じていきたい。

森克己氏<sup>(五)</sup>の日宋貿易の貿易体制の変遷について論じている。森氏は天長八（八三一）年、承和八（八四一）年、承和九（八四二）年の訓令を

比較して、短期間で民間の交易の在り方が大きく変化したことを指摘した。この点につき、本稿では漂着民の商人的側面に注目して、漂流民の性格と民間貿易の変化の関係について考察していきたい。また森氏は平安京貿易と大宰府貿易を比較して平安京は外国使節団、大宰府貿易は一般の外国商人を対象としており、双方は互いに干渉を受けることなく発展したことを明らかにした。私は森氏の論をさらに発展させて、平安京と大宰府の役割の変化について漂流民の視点から明らかにしていきたい。

## 第一章 七世紀における東アジアの動向―半島情勢を中心に

### 第一節 三国時代（七世紀以前）―八世紀半ばまで

中国大陸では長い間、南北朝時代が続いていたが、五八九年に隋、六一八年に唐が大陸を統一した。高句麗、百濟、新羅など朝鮮半島の国々は相次いで朝貢した。半島の三国では新たな秩序を巡り、互いに半世紀以上にわたって戦争するようになった。新羅は唐と組んで六六〇年に百濟、六六八年に高句麗を滅ぼし、統一戦争に終止符をうった。日本では、百濟滅亡後に中大兄皇子が百濟復興軍を派遣した。しかし、白村江で唐・新羅連合軍に大敗した。敗戦後、朝廷は唐・新羅連合軍の襲来を警戒して大宰府周辺に水城、大野城、基肄城を築き、瀬戸内海周辺にも朝鮮式山城を造った。日本に帰化した中国大陸や朝鮮半島の人々はこれらの築城に協力した。

### 第二節 統一新羅①（七世紀半ば―八世紀半ばまで）

八世紀後半から九世紀前半にかけて、新羅の政治体制は大きく揺らいだ。中央政界から排除された没落貴族が続々と地方に下り、大規模に土地を所有して有力な地方豪族に成長したからである。彼らに土地を奪わ

れた農民が多数発生するとともに租税徴収の対象者が減少し、中央政府の財政が破たんするに至った。土地を失った農民は放浪せざるを得ず、それが再び国家財政の縮小をもたらす悪循環が繰り返され、ついに朝鮮半島各地で農民蜂起が発生した。農民たちは中央政府と地方豪族から二重徴税を受けていた。そのため、農民は海賊と組んで徒党を組み、中央政府や大寺院(地方の有力勢力)を襲ったのである。豪族たちは農民を従えて、独自の組織を作っていた。一方で中央政府の支配領域は朝鮮半島東南部(慶州一帯)にとどまった。農民たちは国家の保護の対象ではなく、豪族や貴族の争いの消耗品に過ぎなくなっていた。こうして、新羅政府は有名無実化した。

山内晋次氏<sup>6)</sup>は「七世紀半ばまで、日本は高句麗、百済と親密であり、それらを通じて様々な大陸の文化を摂取していたが、八世紀には、これらの国はすでに滅亡していたため、新羅が律令を含む大陸文化の唯一の摂取源であった。」と述べている。しかし、七世紀末に中国東北部に、渤海が建国されると、日本は渤海に情報を求めていった。それは金貞姫氏<sup>7)</sup>がのべるように、八世紀中ごろは唐も新羅も内乱状態にあり、渤海以外の国から情報の入手することが困難であったためである。安史の乱の情報も渤海使から平安京を経て大宰府へ伝えられた。

渤海が唐や日本との間で行った使節の交換は政治的意図もあったが、経済的意図の方が強かった。渤海の政治的・経済的な中心地は気候条件があまり良いとは言えない東北地方に偏っていたため、支配層の肥大化する贅沢欲を満たすほどの物産がなかった。交易はおもに使節団が往来するときに行われる礼物の交換や、その機会を通じて相手国の商人と直接取引をするという方針が進められた。渤海は唐、新羅や日本など唐から承認を受けている国々と交流することで国際的地位を高める狙いが

あったと考えられる。新羅が日本に対する朝貢を拒んだのに対して、渤海は交易を優先し、日本に対する朝貢も受け入れた。

### 第三節 統一新羅②(八世紀半ば〜九世紀後半)

朝鮮半島では、八〜九世紀にかけて貿易が活発になり、経済力を背景とした地方豪族が台頭した。一部は新羅の朝廷へ影響力を及ぼすもので現れた。張宝高は新羅や唐、日本との交易から莫大な富を得た大商人の一人である。三国の海上交易を通じて、政治的・軍事的に新羅国内に大きな影響力を持っていた。後に新羅朝廷内の政争に巻き込まれて、非業の死を遂げた。村上史郎<sup>8)</sup>氏は「八世紀中葉まで東アジアの諸国家が政治的軍事的緊張を背景に活発な国家的な外交や対外交渉をしていた。しかし、八世紀後半になると、唐と渤海との対立和解、安史の乱や節度使の自立による分権的傾向、新羅における王権衰退、内乱や自然災害による新羅の民衆の流出などを背景に諸国の統制力が低下した。一方で張宝高による国際貿易圏が確立した。」と論じている。したがって、国内の内乱状態を避けて、朝鮮半島から日本へ逃れてくる人々が増加した。

## 第二章 漂流民の変遷

本稿では主に新羅から日本に流れついた漂流民を扱う。新羅からの漂流民が史料上多く確認できるためである。漂流民に関して、当時の日本人は多様な分類をしていた。『古事類苑』外交部二新羅の項を見ると、中国大陸や朝鮮半島から渡ってきた人々は「納質」「帰化」「貿易」「漂流」「寇辺」「遣使」の六つに分類されている。「納質」「帰化」「貿易」「漂流」「寇辺」の徳を慕って日本に定着すること、「寇辺」は海賊のこと、「遣使」は使節団のことである。漂流民には時代に応じて多様な形態がみられるから

だ。その例が遣使を除く五つだと言える。どの形態も同時代に存在しているが、時代の変化によって出現頻度が異なる。本稿では九世紀ごろ、日本や朝鮮半島に多様なコミュニティが存在し、社会の多様性を示す指標として漂流民を扱っていききたい。

## 第一節 天武・持統朝―帰化人―

### 【史料一】

『日本書紀』卷二十九 天武天皇四年（六七六）冬十月丙戌条

丙戌。自筑紫貢唐人卅口。則遣遠江國一而安置。

【史料二】『日本書紀』卷三十 持統天皇 朱鳥元（六八六）年丙戌 閏十二月条

閏十二月。筑紫大宰献三国。高麗。百濟。新羅百姓。男女并僧尼六十二人。

### 【史料三】

『日本書紀』卷二十九 天武天皇六（六七七）年丁丑 五月戊辰条

戊辰。新羅人阿飡朴刺破従人三口。僧三人漂著於血鹿島。<sup>（九）</sup>

史料一は唐人三十人が筑紫（筑紫大宰）を経て、遠江国に安置された記事である。唐人は朝鮮半島の人々であると考えられている。先行研究では唐人は朝鮮半島の人々も含めて表記していたことが指摘されている。朝廷は筑紫大宰を通じて三十人の唐人を遠江国に安置した。しかし、これは新羅から流れ着いた人々を捕虜として献上したものである。安置とその場所に据え置くことである。井上直樹<sup>（十）</sup>氏は「亡命百済人を天皇

の直轄領である近江国や摂津国に安置した例があり、中には饗応を受けた者もいた。」と述べている。筑紫大宰（後の大宰府）は漂流民を一括で管理し、中央の命令を受けて各所に配置する機能を備えていた。こうした動きのなかで朝廷は玄蕃寮を設置し、諸外国の使節団の饗応に当たった。天武期までには大宰府を通じて都の近くに安置する体制が整っていたと考えられる。『三国史記』には六七五年に新羅軍が買肖城で唐軍二十万を撃破したという記述がある。史料一は、この戦争で日本に流れ着いた人々であると考えられる。

史料二は六十二と人数が大規模であり、史料一と同様に戦争捕虜として日本に連れて来られた可能性が高い。

史料三は唐と新羅の戦争終結直後に食うや食わずの新羅人が日本へ漂着したものと考えられる。

『三国史記』によると、文武王は六六七年に左司祿官（役人の俸給を司る役所）を設置し、六七八年に船府令一人を置いて船舶の事務を司った。さらに左右理法部に卿を一人ずつ置いた。それまで兵部大官と弟監が受け持っていたのを、船府を設置し、長官一人を置いた。

当時、半島では失業者が増え、治安が悪化し、海から逃亡するものが多かったと考えられる。その一部が日本へ漂着したことが史料から読み取ることができる。初期の漂流民は戦争によって流れ着くものが多かったと考えられる。筆者はこれらの事項を関連付けることができると考えている。

## 第二節 奈良時代―漂流民―

奈良時代以降、社会が安定すると日本は大宝律令で新羅の地位を定め、以降、両国の関係は希薄になっていった。しかし、漂流民の帰化や

新羅の帰化人(平安初期)	
本文	出典
甲辰。大宰府言。新羅人清石珍等一百八十人帰化。宜賜時服及路粮、駕於便船、令得入京。	『日本後紀』卷廿五逸文(『日本紀略』)弘仁七年(八一六)十月甲辰十三
乙巳。大宰府言。新羅人金男昌等四十三人帰化。	『日本後紀』卷廿五逸文(『日本紀略』)弘仁八年(八一七)二月乙巳十五
辛亥。任官。」大宰府言。新羅人遠山知等一百四十四人帰化。	『日本後紀』卷廿六逸文(『日本紀略』)弘仁八年(八一七)四月辛亥廿二

送還は大宰府を中心に引き続き行われた。統一直後の新羅は高句麗や百済の遺民を積極的に取り込み、唐に対抗していた。一方で、日本との関係改善につとめ、背後からの憂えを防止した。当時の漂流民は国内の紛争からのがれて日本に来た者たちであり、日本政府は新羅の使節団につけて新羅本国に帰還させた。

関晃氏は帰化人について次のように述べている。朝廷は朝鮮半島からの帰化人の多くを東国に移住させ、養老賦役令に従って、衣類と食料を与え、十年間は賦役を免除した。養老雜令に「凡そ蕃使の往復する大路の傍にはその国の奴婢を置いてはいけな」と規定された。これは種々の問題を防ぐためでもあるが、未開墾の原野を帰化人自身で開墾させることに意義があった。朝廷の主目的は労働力の補充であった。当時の日本社会には、彼らを養う分だけの経済力は無かったと考えられる。大宝律令を制定した直後から、農民は浮浪・逃亡をし始めたため、朝廷は国家財政の危機に直面した。農民の生産力が一般にかなり低かったため、律令の税制は租よりも調、庸や労働力に重点が置かれていたが、農民は壮大な国家組織を支えられるだけの力は無く、過重な負担のために生活がひどく困難になり、たびたび天災がそれに拍車をかけたからである。重税に耐えきれず浮浪逃亡者が相次ぐ中、百

済人や高句麗人を集住させることで、直接財源とする狙いがあった。戦争捕虜を含む多くの漂流民が帰化人として東国へ移住させられていた。

### 第三節 平安初期―海賊―

平安初期は新羅からの帰化人が相次いだ。これらの対応は主に大宰府が担当し、朝廷に報告した。この時期は百人単位で日本に帰化し、朝鮮半島で大きな異変が起こっていたことが表から読み取れる。『三国史記』によれば八一六年に凶作と飢饉にあい、唐の浙東(浙江の東側)に渡って行つて食糧を求め半島の者が百七十人もあった。表から同じように日本にも食うや食わずで逃れてきたことが分かる。また八一七年の五月の条には「雨が降らないのであまねく山川に折つたところ七月になつてようやく雨が降つた」とある。新羅では長い間、天候に恵まれず、多くの人々が日本へ漂着した。本稿では多様な性格を持つ漂流民を扱うため、このように食うや食わずで日本に来た人々を「漂流民」と定義する。

【史料四】『日本後紀』卷二十一 嵯峨天皇 弘仁二(八一)年八月甲戌条

大宰府言。新羅人金巴兄。金乘弟。金小巴等三人申云。去年被<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>本縣<sub>一</sub>運<sub>レ</sub>穀。海中逢<sub>レ</sub>賊。同伴盡没。唯已等幸頼<sub>二</sub>天佑<sub>一</sub>。儻著<sub>二</sub>聖邦<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>沐<sub>二</sub>仁換<sub>一</sub>。非<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>顧戀<sub>一</sub>。

今聞郷人流来。令<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>放還<sub>一</sub>。伏望寄<sub>二</sub>乘同船<sub>一</sub>。共還<sub>二</sub>本郷<sub>一</sub>。許<sub>レ</sub>之。【史料五】『日本後紀』卷二十二 嵯峨天皇 弘仁三(八一)年正月甲子(五日)条

甲子。勅。大宰府。去十二月廿八日奏伝。對馬嶋言。今月六日新羅船三艘浮<sub>二</sub>西海<sub>一</sub>。俄而一艘之船著<sub>二</sub>於下縣郡佐須浦<sub>一</sub>。船中有<sub>二</sub>十人<sub>一</sub>。言

語不<sub>レ</sub>通。消息難<sub>レ</sub>知。其二艘者。闇夜流去。未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>到。七日船廿餘艘在<sub>二</sub>嶋西海中<sub>一</sub>。燭火相連。於是遂知<sub>二</sub>賊船<sub>一</sub>。仍殺<sub>二</sub>先着者五人<sub>一</sub>。五人逃走。後日捕<sub>二</sub>獲四人<sub>一</sub>。帛衛<sub>二</sub>兵庫<sub>一</sub>。且發<sub>二</sub>軍士<sub>一</sub>。又遙望<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>。每<sub>レ</sub>夜有<sub>二</sub>火光數處<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>茲疑懼不<sub>レ</sub>止。仍申送者。為<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>。差<sub>二</sub>新羅譯語并軍毅等<sub>一</sub>。發遣已訖。且准<sub>二</sub>舊例<sub>一</sub>。應<sub>レ</sub>護<sub>二</sub>要害之狀<sub>一</sub>。告<sub>二</sub>管内并長門。石見。出雲等國<sub>一</sub>訖者。所<sub>レ</sub>奏<sub>二</sub>消息<sub>一</sub>。既<sub>レ</sub>是<sub>二</sub>大事。虛實之狀。續須<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>。而久移<sub>二</sub>年月<sub>一</sub>。遂無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>申。

又要害之國。必發<sub>二</sub>人兵<sub>一</sub>。應<sub>レ</sub>疲<sub>二</sub>警備<sub>一</sub>。解却之事。期<sub>二</sub>於何日<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>其由<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>更怠<sub>一</sub>。又量<sub>二</sub>事勢<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>虞。宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>停<sub>下</sub>出雲。石見。長門等國護<sub>二</sub>要害<sub>一</sub>事<sub>上</sub>。

【史料六】『続日本後紀』卷十五 仁明天皇 承和十二（八四五）年十二月甲戌朔戊寅（五日）条

大宰府馳駢言。新羅人賈<sub>二</sub>康州牒<sub>一</sub>二通<sub>一</sub>。横<sub>二</sub>領本國漂蕩人五十餘人<sub>一</sub>來著。

【史料七】『日本紀略』前編卷十四 嵯峨天皇 弘仁四（八一三）年三月辛未（十八日）条

三月辛未。大宰府言。肥前國司今月四日解備。基肆團校尉貞弓等去二月九日解備。新羅人一百十人駕<sub>二</sub>五艘船<sub>一</sub>。著<sub>二</sub>小近嶋<sub>一</sub>。與<sub>二</sub>土民<sub>一</sub>相戰。即打<sub>二</sub>致九人<sub>一</sub>。捕<sub>二</sub>獲二百一人者<sub>一</sub>。又同月七日解備。新羅人一清等申云。同國人清漢巴等自<sub>二</sub>聖朝<sub>一</sub>歸來。云々。宣<sub>二</sub>明問定<sub>一</sub>。若願<sub>レ</sub>還者。隨<sub>レ</sub>願放還。遂是化來者。依<sub>レ</sub>例進止。

史料四は八一（弘仁二）年に新羅人金巴兄らが穀物を運ぶ途中で海

賊に襲われ、日本（大宰府管内）に流れ着いた。その後大宰府の判断で別の船に乗せて帰国させた記録である。近藤浩一氏<sup>〔十〕</sup>は海賊たちが新羅海域で年貢の略奪行為を行っていたと述べており、朝鮮半島西南海域上と首都慶州を結ぶ海上交通に海賊が活動していたことを指摘している。この記録から九世紀前半以降、海賊に襲われたことを理由に日本に漂着する様子が分かり、海賊活動が活発になりつつあったことが読み取れる。大宰府は事の次第を朝廷に報告するにとどまっている。

史料五は対馬が不明船を見つけ、大宰府が朝廷に上奏した記事である。八一（弘仁三）年正月六日に不明船三隻を発見し、一隻は下縣那佐須浦、他二隻は夜に流されて、七日に島の西海中で発見した。同日に海賊船であることが分かると、五人を殺した。後日、逃げた五人中四人を捕らえた。大宰府が取り調べを行ったところ、海賊船に乗っていたのは漂流民だった。漂流民は新羅に帰ることを望み、大宰府は新羅人を本國に放還すると、出雲・石見・長門国の警備を固めた。前年の八一（弘仁三）年に新羅人が朝鮮半島近海で海賊に襲われて日本に漂着したことを踏まえて対応した。記事からは略奪行為があつたかは読み取ることができず、当時は海賊と漂流民の区別をつけることができなかったと考えられる。また、この史料から大宰府が朝廷の指示で海防のため石見、長門、出雲にも命令を出している。海防において大宰府が中心的な役割を担っていたことが分かる。

史料六は新羅政府が日本の漂流民を保護した記事である。鄭淳一氏<sup>〔十一〕</sup>は「新羅政府は日本漂流民の保護や日本の外交使節の受け入れを齋州で行っており、牒と呼ばれる国書を用いてやり取りを行っていた。」と述べている。これらのことから、筆者は齋州が新羅国内において日本の大宰府と同じような役割を担っていたと考える。また、『三國史記』

によると、八四五年に文聖王は青海鎮の大使である弓福(張宝高)の娘をめぐって次后(側室)にしようとする臣下から諫めを受けたという。当時、張宝高がいかに新羅の朝廷内部で影響力を持っていたかが分かる。翌年には張宝高が新羅の朝廷に対し反乱を起こした。新羅の海賊活動が活発化するなか、新羅の朝廷は日本人の漂流民を保護し、大宰府に報告している。先行研究では大宰府が張宝高を中心とする新羅人商人のネットワークを活用していたことが指摘されており、円滑な商売をする目的で大宰府に報告したと考えられる。

史料七は八二三(弘仁四)年の三月に新羅人と肥前国小近島の住民が抗戦した記録である。小近島の住民が五隻の船に乗って島に上陸し百十人と戦い九人を打ち取り、一〇一人を生け捕りにしたことを伝えている。

第一章でも述べたように新羅国内では混乱した状態が続いていた。漂流民たちは武装して日本近海を襲った。住民たちは自衛するほかなかったが、史料七から、島に上陸した海賊一〇人と戦い九人を打ち取り、一〇一人を生け捕りにするという成果をあげることもあった。大宰府の辺境警備は地域住民に依存していたことが読み取れる。史料四から漂流民が情報の担い手だったことも確認することができた。大宰府官人は朝鮮半島近海で活動していた海賊勢力が日本近海まで押し寄せている現状を把握した。漂流民は大宰府に本国送還を希望し、大宰府は東アジアにおいて漂流民を送還するなど重要性が高まっていった。しかし、軍団を削減するなど、朝廷内では大宰府についてそれほど重要視してはいなかった。

### 第三章 大宰府の変遷(大宰府外交の成立と発展)

天智期以降、大宰府は外交の場を担っていった。第三章では大宰府がどのように外交機能を整えていったのか、その役割がどのように変化していったのか考察していきたい。

#### 第一節 蕃客体制形成期

【史料八】『日本書紀』卷二十一 推古天皇十七(六〇九)年 夏四月丁酉朔庚子(四日)条

十七年夏四月丁酉朔庚子。筑紫大宰奏上言。百濟僧道欣。惠彌為首十人。俗七十五人。泊<sub>二</sub>于肥後國葦北津<sub>一</sub>。是時。遣<sub>二</sub>難波吉士摩呂。船史龍<sub>一</sub>以問之曰。何來也。對曰。百濟王命以遣<sub>二</sub>於異國<sub>一</sub>。其國有<sub>レ</sub>乱不<sub>レ</sub>入。更返<sub>二</sub>於本郷<sub>一</sub>。忽逢<sub>二</sub>暴風<sub>一</sub>漂<sub>二</sub>蕩海中<sub>一</sub>。然有<sub>二</sub>大宰<sub>一</sub>而泊<sub>二</sub>于聖帝之邊境<sub>一</sub>。以歡喜。

#### 【史料九】

『日本書紀』卷二十七 天智天皇六(六六七)年丁卯 十一月丁巳朔乙丑条

十一月丁巳朔乙丑。百濟鎮將劉仁願遣<sub>二</sub>熊津都督府熊山県令上柱国司馬法聰等<sub>一</sub>。送<sub>二</sub>大山下境部連石積等於筑紫都督府<sub>一</sub>。

【史料十】『日本書紀』卷二十七 天智天皇十(六七二)年 十一月甲午朔癸卯条

十一月甲午朔癸卯。對馬国司。遣<sub>二</sub>使於筑紫大宰府<sub>一</sub>言。月生二日。沙門道文。筑紫君薩野馬。韓嶋勝老婆。布師首磐。四人從<sub>レ</sub>唐來日。唐國人郭務悰等六百人。送使沙宅孫登等一千四百人。摠合二千人。乘<sub>二</sub>船卅

七隻。俱泊<sup>二</sup>於此智嶋<sup>一</sup>。相謂之曰。今吾輩人船數衆。忽然至<sup>レ</sup>彼。恐彼防人驚駭射戰。乃遣<sup>二</sup>道文等<sup>一</sup>。預稍<sup>二</sup>披陳來朝之意<sup>一</sup>。

史料八は筑紫大宰（のちの大宰府）について初見の記事である。六〇九（推古天皇十七）年四月四日、漂流した百済僧道欣は百済王の命を受けて（使者として）、呉に渡ったが内乱で入国できず、帰国する途中で暴風雨にあい、流れ着いたと話した。大宰府が朝廷に知らせ、朝廷から担当官を派遣し、現場の対応に当たった。ここから朝廷が漂流民に対してどのような対応をしていたのか読み取ることができる。初期の漂流民は嵐などにあつて日本に漂着する人々が多かった。当時、帰国する術は限られており、漂着民たちは日本に長期間とどまった可能性が高い。

石母田正氏<sup>十三</sup>は筑紫大宰には外交と軍事に関連する性質上、一、大宰は常駐し、二、大宰以下若干の役人が存在し、三、大宰独自の官衙がそれに附属していたと述べている。筑紫大宰は大宝律令以降の大宰府のように法律的にも組織的にも整ったものではなかったと推測される。さらに、漂流民に対応するために中央から畿内豪族である難波吉士が派遣されていることに注目したい（史料八）。石母田氏は筑紫大宰には役人が常駐しているのが原則であると述べた。しかし、朝廷からわざわざ役人が派遣されて対応に当たっており、長官が実際に常駐していたのかは疑わしい点である。仮に長官が常駐していたとしても、地方の有力豪族が任じられていた可能性は高い。朝廷から派遣された難波氏、船史氏は朝廷に出仕した渡来系氏族である。一方で、半島に近い肥後国葦北津では百済系渡来人が多く、地方豪族と結びついていた。難波吉士などの主な役割は通訳ではなく、漂流民の監視であつたと考えられる。地方豪族と手を結ぶ可能性があるため、技術や情報を持つ漂流民は朝廷にとって

は大きな脅威であつた。この史料上の背景には漂流民を直接の管理下に置こうとする朝廷の意図がうかがえる。同時に北部九州では多様な交流があつたことが推察できる。

史料九によると六六七（天智天皇十）年十一月九日に筑紫都府にて唐から派遣された百済鎮将劉仁願の使者である熊津都府熊山県令上柱国司馬法聰らと日本の朝廷から派遣された大山下境部連石積らとが面会した。熊津都府は唐が百済滅亡後に旧百済領に置いた役所、上柱国は彼の位階、法聰が本人の名前である。大山下は位階、境部連石積等が本人の名前、筑紫都督府が後の大宰府である。この史料から七世紀は、朝廷は筑紫都督府（大宰府）で使者の対応をしていたことや朝廷が使者を大宰府に送って使節団の対応をしていたことが分かる。大宰府は外国からの使者を迎える迎賓館としての役割を果たしていたことや、大宰府は都のあつた飛鳥に次いで重要な場所であつたことも分かる。大宰府の初期整備は使節団の対応とともに進められた。当時の大宰府は中央の天皇に代わって外国使節の応接を行い「第一の首都」として機能したと言える。

史料十は六七一（天智天皇十）年十一月十日に百済人の沙門道久ら四人が来ていた事情に関する内容である。唐国人郭務惊ら六百人、百済人の沙宅孫登ら一四〇〇人、計二千人が七隻に分かれて、此知島<sup>十四</sup>に停泊している。大挙して押し寄せると戦争と勘違いして防人が警戒するので、あらかじめ四人を遣わして来朝した事情を説明した。乗船員が戦争捕虜か漂流民かは定かではないが、唐の使者が護送した例であり、興味深い記録である。井上直樹氏<sup>十五</sup>は「百済の鎮将である劉仁願の使者、郭務惊が大宰府に到着したが、朝廷は天子の使人（皇帝の使者）ではなく、百済鎮将の私使（將軍の使者）に過ぎないことを理由に入京を拒否し、本国に帰還させた」と述べている。このとき、近江朝廷は筑紫大宰



府に使者を派遣して、天智天皇の喪を告げている。筑紫大宰府で饗応を行い、郭務倅らを帰国させている。これは、白村江の戦の直後であり朝廷が唐・新羅に対して強い警戒心を持つていたからである。唐が漂流民を護送したのは日本に対し、戦意がないことを示し、日本の朝廷を懐柔する目的であったと井上氏は指摘している。また、六六七(天智天皇)年十一月九日、境部連石積が筑紫都督府にて百濟鎮將劉仁願の使者である法聰を饗応した。法聰らは九日に筑紫に着き、入京せず、十三日に伊吉博徳(いきのはかとこ)と笠諸石(かさのもろいわ)に送られ、帰国した。この二つの事例から、七世紀は新羅や唐の使者を入京させず、筑紫大宰で饗応を行うことが通例だったと考えられる。大宰府にはすでに漂流民や外国使節に対応する機能があったことは確かである。しかし、筑紫大宰に朝廷から担当官を派遣して対応することが多かった。使節団の連れてきた漂流民への対応をする中で、独自に漂流民に対応する機能を備えていったと考えられる。

## 第二節 本国送還体制

【史料十一】『続日本紀』卷三十三 光仁天皇 宝亀五(七七四)年五月乙卯条

乙卯。勅大宰府曰。此年新羅蕃人。頻有<sub>二</sub>来著<sub>一</sub>。尋<sub>二</sub>其緣由<sub>一</sub>。多非<sub>二</sub>投化<sub>一</sub>。物被<sub>二</sub>風漂<sub>一</sub>。無<sub>レ</sub>由<sub>二</sub>引還<sub>一</sub>留為<sub>二</sub>我民<sub>一</sub>。謂本主何。自<sub>レ</sub>今以後。如<sub>レ</sub>此之色。宜<sub>二</sub>皆放還<sub>一</sub>以示<sub>二</sub>弘恕<sub>一</sub>。如有<sub>二</sub>船破及絶糧者<sub>一</sub>。所司量<sub>レ</sub>事。令<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>歸計<sub>一</sub>。

史料十一は新羅の漂流民の対応を定めた法律(格)である。多くの新羅人が博多沿岸に漂着し、帰国する手段がないため、そのまま日本に帰化(投化)した。山内晋次氏<sup>14)</sup>は宝亀五年の格は朝廷が大宰府に命じ

て、漂流民の中で「流来」と「帰化」を明確に区別し、「流来者」の送還を義務づけたとしている。一方で、帰化者は従来通り受け入れた。具体的には、漂流民が来着した現地の国司は彼らを保護して朝廷に漂着を報告した。ただし、西海道諸国は大宰府経由で言上する。この間、漂流民はしかるべきところに安置され、食糧を出された。朝廷からの許可が下りれば、諸国から直接もしくは大宰府を介して新羅へ送還される。山内氏はこれ以上言及していないが、七八〇(宝亀十二)年に朝廷は蕃客・帰化・饗応は大宰府固有の職掌であることを認め、万事に備えて施設の対応をするように命じている。大宰府の対外交渉機能が増強された点においても七七四(宝亀五)年の例は画期とみなすべきである。しかし、こうした背景には新羅情勢の変化があった。七五八(天平宝字二)年に七四名、七六六(天平神護二)年に三十一名の新羅人が帰化しており、武蔵国に安置された。七六六(天平神護二)年には帰化した新羅人に姓が与えられている。新羅人の帰化人の増加に伴い、対応の仕方が整備されていくのが分かる。この頃になると漂流民対応の実務は大宰府が行い、朝廷は報告を受け、認可を下すだけになっていた。

この法令の当初の目的は実情に合わせて出されたというよりは、為政者側の政治的な意図によって出されたとみるべきである。「謂本主何(本主何ぞ謂わんや)」とあり、これは日本の朝廷が新羅の朝廷を配慮した言葉と考えられるためである。この法令が出される直前に新羅使との会談が行われた。会談は物別れに終わり、天皇の寛大さを見せつけるために出された法令であると思われる。結果的に帰化と流来に分ける法令として用いられるようになった。区別したきっかけは新羅の脅威があったと考えられる。このころ遣唐使や新羅使から疫病がもたらされた。人々はこれを新羅からの呪詛と考えた。同年に新羅の呪詛に対抗するため、大

宰府に四王院が建立されたことから読み取ることができる。朝廷中枢部では深刻な課題となっていたと推測される。

森克己氏<sup>(十七)</sup>は朝廷が蕃客(外国使節団)と商客(一般の外国人)への対応は明瞭に区別したが、商客も蕃客に準じて鴻臚館に安置していたと述べている。宝龜五年の格の「新羅蕃人」は商客と同様に私人としての対応を受け、鴻臚館に安置されたと考えられる。

榎本涉氏<sup>(十八)</sup>は八世紀の段階では国家使節から離れた海商は存在しなかったとする。宝龜五年の格の「有船破及絶糧者、所司量事令得婦計」に關してだが、八世紀は国家使節団の船の修理、九世紀以降は民間貿易を認めるものとして解釈されるようになったと考えられる。また榎本氏は古代における国家間貿易においては国籍が重要な意味を持っていたと述べており、宝龜五年の格も新羅人を対象に適用されたと考えられる。

### 第三節 海賊対応

平安時代に入ると新羅の海賊活動が激化した。大宰府も漂流民に対し、拷問を加えるなど、対応がエスカレートした。そして、大宰府の独自の行動が顕著になった。

【史料十二】『日本三代実録』貞観十一(八六九)年六月十五日辛丑条  
大宰府言。去月廿二日夜。新羅海賊。乗<sub>二</sub>軍艦<sub>一</sub>二隻。来<sub>二</sub>博多津<sub>一</sub>。掠<sub>二</sub>奪<sub>二</sub>豊前國年貢絹綿<sub>一</sub>。即時逃鼠。發<sub>レ</sub>兵追<sub>レ</sub>。遂<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>賊。

【史料十三】『続日本後紀』卷三 仁明天皇 承和元(八三四)年二月癸未(二日)条

新羅人等遠涉<sub>二</sub>滄波<sub>一</sub>。泊<sub>二</sub>着大宰海涯<sub>一</sub>。而百姓惡<sub>レ</sub>之。彎<sub>レ</sub>弓射傷。由<sub>レ</sub>是。太政官譴<sub>二</sub>責<sub>二</sub>府司<sub>一</sub>。其射傷者。隨<sub>レ</sub>犯科<sub>レ</sub>罪。被<sub>二</sub>傷痕<sub>一</sub>者。遣<sub>レ</sub>

醫療治。給<sub>レ</sub>糧放還。

【史料十四】『日本三代実録』卷十六 清和天皇 貞観十一(八六九)年七月二日戊午条

是日。勅<sub>二</sub>譴<sub>二</sub>責<sub>二</sub>大宰府司<sub>一</sub>曰。諸國貢調使吏領將。一時共。不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>先<sub>二</sub>後零疊離<sub>一</sub>其羣類。而令<sub>二</sub>下<sub>二</sub>豊前一國<sub>一</sub>獨先進發<sub>上</sub>。亦弱奸人。乘<sub>二</sub>餌虎口<sub>一</sub>。遂使<sub>二</sub>下<sub>二</sub>新羅寇盜<sub>一</sub>。乘<sub>レ</sub>隙致<sub>中</sub>侵掠<sub>上</sub>。非<sub>三</sub>唯亡失<sub>二</sub>官物<sub>一</sub>。兼亦損<sub>二</sub>辱國威<sub>一</sub>。求<sub>二</sub>之往古<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>前聞<sub>一</sub>。貽<sub>二</sub>於後來<sub>一</sub>。當<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>面目<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>云<sub>二</sub>使人之可<sub>レ</sub>責。抑亦府官之有<sub>レ</sub>怠。又或人言。盜賊逃去之日。海邊百姓五六人。冒<sub>レ</sub>死追戰。射<sub>二</sub>傷二人<sub>一</sub>。事若有<sub>レ</sub>實。寧非<sub>二</sub>忠敬<sub>一</sub>。而府司不<sub>レ</sub>申。何近掩<sub>レ</sub>善。又所<sub>レ</sub>禁之人。雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>嫌疑<sub>一</sub>。縁<sub>レ</sub>是異邦最思<sub>二</sub>仁恕<sub>一</sub>。宜<sub>下</sub>停<sub>二</sub>拷法<sub>一</sub>。深加<sub>二</sub>廉問<sub>一</sub>。早從<sub>中</sub>放却<sub>上</sub>。

史料十二は新羅の海賊が博多津に襲来した事件である。八六九(貞観十一)年六月十五日の条によると、先月の二十二日に新羅海賊二隻が博多に現れ、豊前国の絹綿を略奪した。日本の朝廷は兵を派遣したが、ついに捕まえることができなかった。この時期は海賊が日本の官物まで略奪行為を働くようになっていた。この事件は大宰府の海防の甘さを露呈したが、軍備増強の契機となった。官軍の敗因は実力の低下だけにとどまらず、海賊が朝鮮や日本の官軍を打ち破るだけの実力を備えていたことも確かであった。朝鮮半島や日本近海の制海権は海賊の手に渡りつつあった。つまり、九世紀の新羅の漂流民が武装して日本に来るようになったのである。漂流民の性格が食うや食わずで日本へ来た「漂流民」から海賊へ変化したと考えられる。

事件後、朝廷は大宰府を譴責している。譴責とは不正や過失をいまし

めることである。森氏によれば、譴責する場合の多くが関連する法律が未整備だったためという見方を示している。大宰府の行いは朝廷から違法行為とみなされていた。私は漂流民が次第に海賊化する過渡期であったと考える。当時は西海道における調庸は海路を通じて博多に集積されていた。海賊がわざわざ博多津に來航していることから、海賊の正体は商人であった可能性が高い。官物は定期的に諸国から博多へ送られるため、海賊にすれば安定的な供給源であったと考えられる。また、朝廷が大宰府を叱責した建前は大宰府の海上防衛の怠惰であったが、本音は唐物の輸入が滞ることに對する恐れであったと考えられる。

史料十三は八三四(承和元)年に新羅の「漂流民」が大宰府の番兵によって矢傷を負った事件である。海賊活動が活発になり、「漂流民」が海賊と間違えられて負傷する被害がたびたび発生した。これに對して朝廷は大宰府官人を呼び出して叱責した。朝廷は海賊活動が活発になっていくことをよく知らなかったと考えられる。森克己氏<sup>十九</sup>によれば、関連する法律が存在しない場合、担当役人を譴責するが多かったという。この時期、海賊に對応するための法律が整備されていなかったため、役人を譴責するほかになかったと考えられる。

史料十四は八六九(貞観十一)年七月二日に朝廷は海賊襲来についての報告の遅れた大宰府官人を譴責した事件である。このなかで、異国人なので思いやりを持ち、このように大宰府では拷問をやめて尋問に切り替えて、早く本国に返すように指示している。取り調べを強化する大宰府と、従来通り流來人の對処に当たる朝廷との差がわかる。海賊活動の広まりとともに、取り締まりがエスカレートしつつあった。

【史料十五】『続日本後紀』卷二一仁明天皇 承和九(八四二)年正月十日

条

乙巳。新羅人李少貞等廿人到<sub>レ</sub>着筑紫大津<sub>一</sub>。大宰府遣<sub>レ</sub>使問<sub>レ</sub>來由<sub>一</sub>。頭首少貞申云。張寶高死。其副將李昌珍等欲<sub>レ</sub>叛亂<sub>一</sub>。武珍州列賀閻丈興<sub>レ</sub>兵討平。今已無<sub>レ</sub>虞。但恐賊徒漏<sub>レ</sub>網。勿到<sub>レ</sub>貴邦<sub>一</sub>。擾<sub>レ</sub>亂黎庶<sub>一</sub>。若有<sub>下</sub>舟船到<sub>レ</sub>彼不<sub>レ</sub>執<sub>二</sub>文符<sub>一</sub>者<sub>上</sub>。並請<sub>下</sub>切命<sub>二</sub>所在<sub>一</sub>。推勘收捉<sub>上</sub>。又去年廻易使李忠揚圓等所<sub>レ</sub>賣貨物。乃是部下官吏及故張高寶高子弟所<sub>レ</sub>遣。請速發道。仍賣<sub>下</sub>閻丈上<sub>二</sub>筑前國<sub>一</sub>牒狀<sub>上</sub>參來者<sub>一</sub>公卿議曰。少貞曾<sub>レ</sub>寶高之臣今則閻丈之使。彼新羅人。其情不遜。所<sub>レ</sub>通消息。彼此不<sub>レ</sub>定。定知。商人欲<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>交通<sub>一</sub>。巧<sub>レ</sub>言攸<sub>レ</sub>稱。今覆<sub>二</sub>解狀<sub>一</sub>云。李少貞賣<sub>下</sub>閻丈上<sub>二</sub>筑前國牒狀<sub>一</sub>參來者。而其牒狀無<sub>下</sub>進<sub>二</sub>上宰府之詞<sub>上</sub>。無<sub>二</sub>乃可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>例。宜<sub>二</sub>欲彼牒狀早速進上<sub>一</sub>。如牒旨無道、附<sub>二</sub>少貞<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>返却<sub>一</sub>者。

【史料十六】『続日本後紀』卷十二 仁明天皇 承和九(八四二)年八月十五日条(第一条のみ)

丙子。大宰大式四位藤原朝臣衛上<sub>二</sub>奏四条起請<sub>一</sub>。一曰、新羅朝貢。其來尚矣。而起<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>聖武皇帝之代<sub>一</sub>。迄<sub>二</sub>于聖朝<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>旧例<sub>一</sub>。常懷<sub>二</sub>奸心<sub>一</sub>。苞茅<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>貢。寄<sub>二</sub>事商賈<sub>一</sub>。窺<sub>二</sub>國消息<sub>一</sub>。方今民窮食乏。若有<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>虞<sub>一</sub>。何用防<sub>レ</sub>爰。要請。新羅國人。一切禁斷。不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>境内<sub>一</sub>。報曰。德澤洎<sub>レ</sub>遠、外蕃婦<sub>レ</sub>化。專禁<sub>二</sub>入境<sub>一</sub>。事似不仁。宣<sub>下</sub>比<sub>二</sub>于流來<sub>一</sub>。充<sub>レ</sub>糧放還<sub>上</sub>。商賣賈之輩。飛帆來着。所<sub>レ</sub>賣之物。任<sub>二</sub>聽民間令<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>廻々<sub>一</sub>。了速放却。

【史料十七】『類聚三代格』卷十八 夷俘并外蕃人事

太政官符

応放還入境新羅人事

右大宰大式藤原朝臣衛奏狀稱。新羅朝貢其來尚矣。而起<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>聖武皇帝

之代。迄不用旧例。常懷奸心。苞苴不貢。寄事商賈。窺国消息。要請。一切禁斷。不入境内。右大臣(源常)宣奉勅。夫德澤泊遠。外蕃歸化。專禁入境。事似不仁。宣比流來。充糧放還。商賈之輩。飛帆來着。所齎之物。任聽民間。令得廻易。了即放却。但不得安置鴻臚以給上食。

承和九年八月十五日

史料十五によると、八四二(承和九)年正月十日の条に新羅人の李少貞は部下とともに博多に到着した。筑紫国へ進上する国書を持つていたが、大宰府へ進上する言葉が入っていなかったため、早く大宰府宛てに国書を出すように命じている。もし、内容が道理に合わないようであれば、李に書状をつき返すように命じた記録である。これは日本への入国に関しては、大宰府が独自で判断して入国審査をしていたことが分かる。新羅国内での反乱や海賊活動により検問がさらに厳しくなっていることも読み取れる。新羅国内で起こった反乱の余波が日本にも迫り、両国で外交問題に発展した。しかし、大宰府は国書をもっていないとして、新羅使節の入国を停止した。華夷思想によって漂流民を受け入れようとする朝廷の意向を無視した形であった。これまで大宰府は漂流民の受け入れ対応にとどまっていた。しかし、東アジア情勢の変化にもなつて、予想外の外交問題に干渉することもあった。

史料十六では八四二(承和九)年八月十五日に大宰大貳藤原衛は朝廷に対し、四条起請を奏上した。その内容は以下のとおりである。新羅が聖武天皇から現在にいたるまで日本へ朝貢してないこと、商いに見せかけて密かに日本の国情を伺っていること、大宰府では国民が困窮しており、防備が手薄になっていることをあげて、新羅人の入国を一切禁止す

るように要請した。村上史郎<sup>三十三</sup>氏が述べるように、戦争の火種が日本に移るのを恐れ、新羅に対する警戒心が強まりつつあった。

史料十七では藤原衛の四条起請に対する朝廷の意向を確認できる。すなわち、右大臣源常は帰化を禁止するが、食うや食わずで日本へやってきた「漂流民」に対してはこれまで通り食糧を与えて本国に返すように命じた。ただし、鴻臚館への安置は禁止した。九世紀後半には「漂流民」を安置する体制はほぼ終焉へ向かっていったと考えられる。この頃、朝廷の大宰府に対する影響力が弱まり、大宰府が独自に判断する契機になったと言える。

新羅使が最後に来日したのは七七八(宝亀九)年であり、最後の遣新羅使が派遣されたのは八三六(承和三三年)、三八(承和五年)年に最後の遣唐使が派遣された。八四二年に定められた承和九年の格と同じく、村上史郎氏<sup>三十三</sup>は「八四二(承和九)年に藤原衛は新羅が日本に対して朝貢していない、交易に見せかけて国情をうかがっているとして、新羅人の入国禁止を奏上している。これに対して朝廷は帰化や鴻臚館への安置は不可とするものの、流来者は食料を与え、本国に送還するように大宰府に指示をしている。八四二(承和九)年の格には新羅商船が来航した場合でも鴻臚館への安置を認めないとしているが、八四二(承和九)年の格が実際に機能したかは不明である。その後も在唐新羅人の往来は八五〇―八六〇年代まで続いた。」と述べている。

新羅海賊が襲来した際には大宰府は遅れて朝廷へ報告した。朝廷は追討や防備強化を命じ、大宰府官人を叱責した。大宰府のずさんな防衛体制や海上管理からも読み取ることができる。また、この史料から少なくとも一条目の大宰大貳藤原衛の発言を認めていることから、大宰府の発言権が強まっていることが読み取れる。

また、史料十六では朝廷は民間商人の存在を認めている。また新羅使節に関しても言及しているが、これは新羅側が朝貢してこないことを恨んでいるわけではなく、新羅に対する疑心とともに国家間貿易そのものに対するあきらめと読み取ることができる。結果的に、民間商人の商売を許容する新たな基本法となった。さらに、筆者は大宰府がこの格を基準として中世的な自由貿易を徐々に進めたと考える。藤原衛は大宰府の長官として、朝廷を巻き込んで、時代の先を見据えた政策を行った可能性が高い。

渡辺誠氏<sup>(三十二)</sup>は張宝高を中心とした商人のネットワークは日本にも影響を及ぼし、大宰府は新羅人ネットワークを強化政策に組み込む形で貿易を管理したと論じている。また、承和九年の格は張宝高が暗殺されたことによる新羅人ネットワークの破壊に対する危惧であったとも述べている。

森克己氏<sup>(三十三)</sup>は新羅商人と大宰府を中心とする西海道の商人や大宰府官人の間に癒着があったと述べている。新羅人ネットワークの破壊は大宰府にとって大きな衝撃であったと言える。

皆川雅樹氏<sup>(三十四)</sup>は来日した商人を新羅系海商と中国系海商に区別した。新羅系商人とは日本側で「新羅人」などと認識された海商、中国系海商は「唐人」などと認識された海商である。八四二(承和九)年以降は新羅人を取り込んだ中国系商人が台頭した。新羅人ネットワーク崩壊後は中国系商人が来日するようになった。

朝廷は大宰府を譴責することが多かった。史料十七は一見すると、単独行動をとる大宰府を朝廷が直接の支配下に置いたものと捉えることができる。もちろん、そのような目的もあったかもしれないが、当時、参議であった藤原衛を派遣するのは極めて異例である。法律制定にむけ

た最終的な段階にはいったためである。

また、藤原衛の四条起請に対して朝廷は「但不得安置鴻臚以給食。」と回答した(史料十七)。ここから、今まで漂流民を鴻臚館に安置していたことが分かる。宝龜五年の格では漂流民の存在を公的にみとめ、安置供給体制が始まったと考えられる。最終的に、承和九年の格ではそれを禁止したのである。法制上、「漂流民」の時代は宝龜五年から承和九年の間とみることができる。

#### 第四章 東アジアにおける大宰府の外交上の特異性

##### 第一節 漂流民

天武持統朝は帰化人、奈良時代は「漂流民」、平安初期は海賊が顕著であった。それは朝鮮半島の情勢が大きく関係していることを述べた。七世紀は高句麗・百濟・新羅が互いに争いあい、最終的に新羅が朝鮮半島を統一した時代である。三国時代には漂流民が高句麗、百濟、新羅からの使節団が絶えず大宰府に到着した。朝廷は漂流民に関して、大宰府を通じて正式な使節団に付して本国へ送還した。推古天皇の時代から漂流民はすでにいたが、使節団の回数は少なく、朝鮮半島から逃れた人々はそのまま日本に定住したと考えられる。白村江の戦い以降は漂流民の中から日本へ帰化する者も増加した。山内氏が述べたように、漂流民は政治交渉のカードとして利用されることもあった。帰化人は大宰府を通じて近畿地方や東北地方に強制的に移住させられた。帰化人は移住先で土地を開墾したり、防人になったりした。また、朝廷の指示で水城や大野城などの土木事業に携わることもあった。強制的に移住させられた人の多くは高句麗や百濟の帰化人だった。新羅の帰化人は白村江の戦い以降に増加した。これは新羅が唐と戦争をしていたためである。新羅が朝鮮

半島を統一した直後は唐との関係が悪く、日本と友好関係を結ぶため、新羅は日本に盛んに使節団を派遣した。しかし、唐との関係が改善すると、日本への朝貢問題が表面化し、日本との関係は悪くなった。以降、新羅から使節団が来ることは少なくなった。使節団の減少とともに、朝鮮半島から日本へ流れついた人々が増加した。飢饉のため、新羅国外へ流出する漂流民が増加したからである。八世紀後半から九世紀後半になると、唐や新羅で内乱が起こり、漂流民が海賊化した。彼らは沿岸住民と争うこともあった。やがて、海賊は日本の官軍を打ち破るまでに成長した。また、新羅国内では張宝高が反乱を起こし、彼らの残党が大宰府に来日し、これを追って李少貞が来日するなど新羅国内の反乱の余波が日本に及ぶ事態となり、外交問題にまで発展した。漂流民たちは当時の国際情勢を伝える役割を果たしていた。

## 第二節 漂流民と朝廷

初期の大宰府は帰化としての役割が大きかった。令義解の職員令<sup>(二十五)</sup>に大宰府の職掌が「蕃客」「帰化」「饗応」と定められているのもそのためだと考えられる。漂流民の多くは日本へ帰化し、一部は新羅からの使節団によって本国へ送還された。しかし、宝龜五年の格以降、大宰府は「漂流民」への対応を主体的に担ったと考えられる。

初期の漂流民は帰化する場合が多かった。山内氏が述べるように、帰化人は朝廷の政治交渉のカードとして利用されることもあった。帰化人は朝廷によって、近畿地方や東北地方に強制的に移住させられた。帰化人の多くが高句麗人や百濟人であった。また、白村江の戦い以降、天智天皇を中心とする近江朝廷内では唐人や新羅人に対する警戒心が強まった。九州北部にいた多くの高句麗人や百濟人が水城や大野城などの

土木事業に携わった。一方で多くの帰化人は東国地方へ強制的に移住させられた。朝廷にとって、関東地方以北は未開の地であったためである。当時、国内耕作人口が急速に低下していた。日本は中国の徴税体制を参考に大宝律令のなかで税制を制定した。大宝律令通りに施行するためには多くの労働力が必要であった。しかし、制定直後から浮浪や逃亡をする者が現れた。防衛と税収補填のために大勢の労働力が必要となった。そのため、帰化人を利用したのである。八世紀半ばになると、朝廷の命令を受けて、大宰府は漂流民を「帰化」「流来」に分けるようになった。新羅国内の情勢の変化にともない、新羅の「漂流民」が増加したためである。宝龜五年の格に関する山内説を補足すると、筆者はこの格によって、朝廷が帰化を統制する目的があったと考える。それは朝廷が新羅国内の動向に警戒したためでもある。それと同時に、徴税体制が軌道に乗り、帰化人による労働力が必要なくなったからである。

八世紀においては新羅の漂流民に関する記事は減少する。奈良時代は比較的に平和な時代であったためだ。新羅使節が国書を持参していなかったため、大宰府は入国させずに追い返した。新羅側が通商を意図しての来日しており、国家間の交流を目的に往来していなかったと考えられる。

九世紀に入ると新羅と日本の関係が悪化する一方で、両国で通商が始まっていた。やがて時代が下ると漂流民の中には日本近海に海賊として現れる者が出現した。唐や新羅では内乱が起こり、それらの警察権が弱まったためでもあるが、海賊の出現は違法な交易活動が増大していた結果ともいえる。承和九年の格(史料十六)で「商之輩、飛帆来着、所齎之物、任聽民間令得廻易、了即放却」とある。これは朝廷がそれまで禁じていた民間交易を認めたといえる。海賊のなかに商人的性格を帯びたものが

いたと考えられる。朝廷は藤原衛が提出した四条起請を受けて、「漂流民」が入国することを全面的に禁止した。国防上の理由からでもあるが、民間の交易は認める方針であった。以降、在唐新羅人を含めた中国海商の対等が顕著になるためである。

### 第三節 大宰府と朝廷

大宰府は漂流民や各国使節との交流を通じて蕃客・帰化・饗応の三機能を備えていった。この三機能は大宝律令の職員令で正式に定められたが、それ以前から大宰府で漸次準備が進められた。これは東アジアの変化と呼応して整備されたことは言うまでもない。大宰府の対外機能対外関係上、必要なものとして整備された場合が多い。これらは実情に則って作られたものであり、朝廷によって一方的に整備されたものではない。大宰府を朝廷の下請け機関と捉えてしまいがちだが、必ずしもそうとは言えなかった。特に漂流民の対応に関して、朝廷は漂流民の対応を大宰府に一任していた。これは大宰府が主体的に活動した証拠である。漂流民の対応に関して、朝廷は何度か大宰府の役人を譴責するが、森氏が述べるように、関連する法律ができていなかったためである。最終的には藤原衛を大宰府に派遣し、報告をうけて承和九年の格を制定する。現地視察にもとづいて法を整備するのは当然である。藤原衛は帰化を全面的に禁止し、送還のみにした。朝廷が大宰府の実情にもとづいて格を制定した意義は大きい。藤原衛以前にできなかったのは朝廷内に法律に詳しい人物がいなかったためと考えられる。大宰府と朝廷は対立関係ではなく相互補完の関係で成り立っていた。奈良時代後半から平安時代前半にかけて平和な時代が続き、平城京内で退廃的な感覚が浸透していたからである。海賊の台頭や新羅の反乱の余波は退廃的な感覚を破るきつ

かけとなった。

#### おわりに(まとめ)

本稿では東アジアの動向に触れながら漂流民の変化について述べた。その後、宝龜五年の格、承和九年の格を通じた漂流民の受け入れ体制の変化、朝廷と大宰府に伴う構図の変化について述べた。漂流民の変化は東アジア情勢と深く関連しており、これらを考察することは現代を考える上で重要である。グローバル化が進展する中でたくさんの人々が日本を往来するようになった。殊に外国人労働者が日本で働く理由を明らかにする上では日本国内の事情と海外の事情を考察することが重要である。そして、東アジアにおける日本の立ち位置を考えていかなければならない。

大宰府の外交機能である、蕃客、帰化、饗応のうち、蕃客と饗応は極めて限定的に行われていた。使節団の対応は朝廷が主導しておこなっていたためである。しかし、帰化に関しては大宰府が積極的に行っていた。殊に漂流民に関して、大宰府の対応は時代とともに性格が変化した。彼らは日本の朝廷の保護の対象ではなく、当時の海外情勢を知る重要な手がかりともなった。時代が下るにつれてその重要性は増していった。朝廷は宝龜五年に「流来」と「帰化」に分けたが、漂流民の対応は帰化が全面的に禁止となる承和九年の格が出るまで続けられた。この時期は海賊も多く出るが、その多くが「漂流民」であった。彼らは半島の情報を日本へもたらすという大きな役割を担っていたことが明らかになった。

八三〇年代以降、大宰府は朝廷から譴責されることが多くなった。譴責の内容は新羅の海賊に関するものが多い。彼らが本当に海賊なのかは検討の余地があるが、大宰府が朝鮮半島の関連で譴責された点は注目

きる。今後は東アジア情勢と譴責の理由を関連付けて考察していきたい。本稿では大宰府を扱うため漂流民の対象を新羅人に限定した。しかし、同時代には渤海や唐、日本の遣唐使船など漂着した者は多い。今後はそれらも関連付けながら、九世紀を中心とする東アジアについて深く考察していきたい。

今回は漂流民を通じた日本から見た新羅社会について考察できた。今後は朝鮮半島の史料や新羅社会に関する先行研究を用いてさらに検討していきたい。

## 注

- 一、山内晋次『奈良平安朝の日本と東アジア』吉川弘文館、二〇一三
  - 二、『日本書紀』卷二十二 推古天皇十七（六〇九）年 夏四月丁酉朔庚子（四日）条
  - 三、村上史郎「九世紀における対外意識と対外交通新羅人來航者への対応を巡って」『史学』六九・一・二五―五〇、一九九九
  - 四、渡辺誠『平安時代 貿易管理制度史の研究』思文閣出版、二〇一二
  - 五、新編森克己著作集編集委員会編『新訂 日宋貿易の研究 新編森克己著作集一』勉誠出版、二〇〇八
- 森氏が天長八年、承和八年、承和九年の訓令を比較した結果は左の通りである。すでに慣例化した部分は省略し、段階的に民間交易に移行したことを指摘した。
- ①天長八年の訓令↓政府の買い上げ、民間貿易の許可、その場合価格相場の監督
  - ②承和八年の訓令↓、民間貿易の許可、その場合価格相場の監督のみ示す

③承和九年の訓令↓民間貿易の許可のみ

- 六、（一）と同じ。
- 七、金貞姫「八世紀半ば渤海と日本の安史の乱の認識」東亜歴史財団『渤海と日本』赤石書店、二〇一五
- 八、（三）と同じ。
- 九、血鹿島（ちかのしま）…現在の長崎県五島列島付近。
- 十、井上直樹「百済移民と高句麗移民と倭・日本」東北亜歴史財団『古代環東海交流史一 高句麗と倭』明石書店、一一三―一三三頁、二〇一五
- 十一、近藤浩一「金憲昌の乱と九世紀前半の新羅社会―張保臯登場前史」『京都産業大学論文集 人文科学系列』三・二二五―二三七頁、二〇一〇
- 十二、鄭淳一『九世紀の來航新羅人と日本列島』勉誠出版、二〇一五
- 十三、石母田正『日本古代における国際認識について』『石母田正著作集』第四卷、岩波書店二一―二二頁、一九八九
- 十四、此知島の所在地は不明である。
- 十五、（十）と同じ
- 十六、（一）と同じ
- 十七、（五）と同じ
- 十八、榎本渉『東アジア海域と日中交流（九―十四世紀）』吉川弘文館、二〇〇七
- 十九、（五）と同じ
- 二十、（三）と同じ
- 二十一、（三）と同じ
- 二十二、渡辺誠『平安時代 貿易管理制度史の研究』思文閣出版、



二〇一二、三七―三八頁、

二三三、(五)と同じ

二十四、皆川雅樹、『日本の古代王権と唐物交易』吉川弘文館、二〇一四

二十五、令義解卷一職員令大宰府条の帥(大宰府の長官)の規定の一つに「蕃客、帰化、饗宴讌の事を掌る」とある。

### 主要参考文献

網野善彦『日本社会の歴史(上)』岩波新書、一九九七

石井正敏 a「八・九世紀の日羅関係」『石井正敏著作集一 古代の日本列島と東アジア』勉誠出版、一三〇頁―一七二頁、二〇一七、

石井正敏 b「九世紀の日本・唐・新羅三国貿易について」『石井正敏著作集一 古代の日本列島と東アジア』勉誠出版、一七三頁―一九〇頁、二〇一七

市大樹「出土文字史料からみた駅制と七道制」『日本古代都市間交通の研究』塙書房一三―一六六頁、二〇一七

今正秀『日本史リブレ』一〇一五 藤原良房 天皇制を安定に導いた撰

閔政治』山川出版社、二〇一二

石母田正「日本古代における国際認識について」『石母田正著作集』第四卷、岩波書店二二―二二二頁、一九八九

井上直樹「百済移民と高句麗移民と倭・日本」東北歴史財団『古代環

東海交流史一 高句麗と倭』明石書店、一三三―一三三頁、二〇一五

榎本渉、東アジア海域と日中交流(九―十四世紀)、吉川弘文館、二〇〇七

金貞姫「八世紀半ば渤海と日本の安史の乱の認識」東亜歴史財団『渤海と日本』赤石書店、二〇一五

近藤浩一「金憲昌の乱と九世紀前半の新羅社会―張保臯登場前史」『京都

産業大学論文集 人文科学系列』三三―二二五―二二七頁、二〇一〇

坂上康俊『平城京の時代』岩波書店、二〇一三

重松敏彦「古代大宰府における対外機能の画期とその財政的位置づけ」『大宰府の研究』高志書院二一七―二三七、二〇一八

新編森克己著作集編集委員会編『新訂 日宋貿易の研究 新編森克己著作集一』勉誠出版、二〇〇八

関晃『古代の帰化人』吉川弘文館、一九九六

鄭淳一『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版、二〇一五、初出、二〇一〇

丸山雍成・長洋一編『街道の歴史四八 博多・福岡と西海道』吉川弘文館、五九頁、二〇〇四

皆川雅樹、『日本の古代王権と唐物交易』吉川弘文館、二〇一四、一三一―一四頁、初出、二〇〇五

ブルース・バートン『国境の誕生 大宰府から見た日本の原形』NHK出版、二〇〇一

村上史郎「九世紀における対外意識と対外交通新羅人来航者への対応を巡って」『史学』六九…二二五―五〇、一九九九

森公章「平安貴族の国際認識についての一考察―日本中心主義的立場の『定立』―」『古代日本の対外交通』吉川弘文館、一九九八

山内晋次「奈良平安朝の日本と東アジア」吉川弘文館、二〇一三、初出、一九九〇

渡辺誠『平安時代 貿易管理制度史の研究』思文閣出版、二〇一三、三七―三八頁、初出、二〇〇三

